

産業廃棄物収集・運搬委託契約書

2024年7月8日

排出事業者 (甲) 仙台市青葉区二日町18番25号
住所 株式会社 有電社 東北支店
氏名 支店長 宇田 克次

収集・運搬業者 区間1 (乙)
住所 仙台市宮城野区岩切分台一丁目8番地の4
氏名 株式会社サイコー
代表取締役 服部 泰子

収集・運搬業者 区間2 (丙)
住所 仙台市若林区卸町東五丁目3番28号
氏名 鈴木工業株式会社
代表取締役 鈴木 伸彌

上記 排出事業者 株式会社有電社 東北支店 (以下「甲」という。)と、
区間1 収集・運搬業者: 株式会社サイコー (以下「乙」という。)、及び 区間2 収集・運搬業者: 鈴木工業株式会
社 (以下「丙」という。) は、甲の事業場 青麻山中継所非常用発電設備更新外工事 (宮城県刈田郡蔵王町宮字
青麻下山地内) から排出される (【委託業務の内容】参照) 産業廃棄物の収集・運搬に関し、次のとおり
契約 (以下「本契約」という。) を締結する。

本契約の成立を証するために本書1通を作成し、甲がこれを保有し、乙及び丙はこの写し (複写機によるコピー) を保有するものとする。

第1条 (法の遵守)

甲、乙及び丙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条 (委託内容)

1. 甲は、甲の事業場から排出される産業廃棄物の収集・運搬を乙及び丙に委託し、乙及び丙は甲から委託された産業廃棄物を【委託業務の内容】に示す収集・運搬区間において、許可された車両で適正に収集・運搬する。
2. (事業の範囲)
乙及び丙の事業範囲は【委託業務の内容】に示すとおりであり、乙及び丙はこの事業範囲を証するものとして許可証の写しを本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出する。

第3条（適正処理に必要な情報の提供）

1. 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙及び丙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）」を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

- ア 産業廃棄物の発生工程
イ 産業廃棄物の性状及び荷姿
ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
エ 混合等により生ずる支障
オ 日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
カ 石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項
キ その他取扱いの注意事項

2. 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙及び丙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。なお、乙及び丙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれのある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。
3. 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙及び丙に引き渡す容器等に表示する（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）」の「容器貼付用ラベル」参照）。
4. 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙及び丙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。
5. 甲は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検査方法」（昭和48年2月環境庁告示第13号）による試験を行い、分析証明書を乙及び丙に提示する。

産業廃棄物の種類： 該当なし
提示する時期又は回数：

第4条（甲、乙及び丙の責任範囲）

1. 乙及び丙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から【委託業務の内容】（4）に規定する運搬の最終目的地における荷卸し作業の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
2. 乙及び丙は甲に対し、乙及び丙の責任範囲に属する業務について法令に違反した業務を行い、それによって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙及び丙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
3. 甲の責任範囲は、乙及び丙の責任範囲を除くすべてとする。
4. 甲は、甲の責任範囲の中において乙及び丙又は第三者に損害が発生した場合は、甲において賠償し乙及び丙に負担させない。

第5条（再委託の禁止）

乙及び丙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条（権利義務の譲渡等）

乙及び丙は、本契約上の義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

第7条（委託業務終了報告）

乙及び丙は甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、運搬区間に応じてマニフェストB票もしくは電子マニフェストの運搬終了報告で代えることができる。

第8条（契約履行の確認）

甲は、乙及び丙から提出されるマニフェストB票もしくは電子マニフェストの運搬終了報告を受領し、記載内容に問題がないことを確認した時点で、契約の履行が完了したものとする。

第9条（業務の一時停止）

乙及び丙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙及び丙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。甲はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。

第10条（報酬・消費税・支払い）

1. 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務に関する報酬は、【委託業務の内容】（5）にて定める単価に基づき算出する。
2. 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項等により不相当となったときは、甲、乙及び丙の協議によりこれを改定することができる。
3. 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。
4. 甲は、乙及び丙から業務終了報告書を受け取り、記載内容に問題がないことを確認した後、乙及び丙に対して処理の報酬を支払う。ただし、具体的な支払方法について別途支払条件の定めのある場合にはそれによる。

（支払い条件として）

甲の委託する産業廃棄物収集・運搬に関する委託報酬を乙へ支払う。乙は甲より受領した業務報酬から【区間2】に関する収集・運搬業務報酬を、区間2の収集運搬業者 丙 へ支払うものとし、乙から丙への支払い方法については、乙丙間で別途定めるものとする。

第11条（内容の変更）

甲、乙及び丙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲、乙及び丙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項の場合も同様とする。

第12条（機密保持）

甲、乙及び丙は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。

第13条（契約の解除）

1. 甲、乙及び丙は、相手方が本契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、本契約を解除することができる。
2. ただし、甲、乙及び丙から契約を解除した場合に、本契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙及び丙又は甲は、次の措置を講じなければならない。
- （1）乙及び丙の義務違反により甲が解除した場合
- イ 乙及び丙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬及び処分の業務を自ら

実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ 乙及び丙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、乙及び丙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙及び丙のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬及び処分を行わしめるものとし、その負担した費用を、乙及び丙に対して償還を請求することができる。

(2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙及び丙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙及び丙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙及び丙自ら甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第14条（協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲、乙及び丙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

【 委託業務の内容 】

(1) 委託期間 2024 年 7 月 8 日 から 2025 年 7 月 7 日 までとする。
ただし、期間満了の 1 ヶ月前までに、当事者の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件で 1 年間更新されたものとし、その後も同様とする。

(2) 排出場所 青麻山中継所非常用発電設備更新外工事
(宮城県刈田郡蔵王町宮字青麻下山地内)

(3) 収集・運搬区間及び事業の範囲

収集・運搬区間	担当会社	許可番号	許可品目
【区間 1】 甲の事業場から 丙の積替保管施設まで	乙	【産廃】 宮城県 00400015568 【特管】 宮城県 00450015568	許可証の通り
積替保管施設	丙	【産廃】 仙台市 05410000284 【特管】 仙台市 05460000284	許可証の通り
丙の積替保管施設から細倉金属鋳業株式会社までの経路			
【区間 2】 丙の積替保管施設から 細倉金属鋳業株式会社まで	丙	【産廃】 仙台市 05410000284 【特管】 仙台市 05460000284 【産廃】 宮城県 00400000284 【特管】 宮城県 00450000284	許可証の通り

(4) 運搬の最終目的地及び積替保管に関する事項

運搬の最終目的地	細倉金属鋳業株式会社 宮城県栗原市鶯沢南郷荒町 4 8 番地
積替保管施設名、所在地	鈴木工業㈱エコミュージアム 2 1 仙台市宮城野区仙台港北 2 丁目 14 番地の 3
積替保管を行う廃棄物の種類	許可証の通り
保管上限	許可証の通り
廃棄物を混合することの可否	混合しない

(5) 委託する産業廃棄物の種類、数量、契約単価

廃棄物名称	廃棄物の種類（処分方法）	予定台数	排出頻度	契約単価
				収集運搬費（積替保管費含）
鉛バッテリー	金属くず・廃プラスチック類・強酸 (中間処分ー破碎中和ー鉛精錬)	1 台/契約期間内 (50Kg)	1 回	15,000 円 / 車 (1 回予定) ※事務管理費込み

(消費税及び地方消費税を含まない)